

## 中小企業事業者等支援金（第3弾）について

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、事業収入が減少した事業者等のうち、国及び県の支援対象とならない者に支援金を交付することで、事業の継続と雇用の維持を図る。

### 2 事業概要

#### (1) 対象者

緊急事態宣言に伴う営業時間の短縮や、不要不急の外出及び移動の自粛の影響により売上が減少した市内の中小企業、個人事業主及び生産者であって、令和3年（2021年）1月～3月の売上高が、前年又は前々年同期と比べて20%以上50%未満減少している者

#### 【支援対象の範囲】

事業者 売上	ア 県から時短要請を受けている飲食店等	イ 飲食店等の取引先	ウ 外出自粛の影響を受けている事業者
50%以上減少	<県>協力金 (第5・6弾)	<国>一時支援金 ※3月8日受付開始	
20～50%減少		<市>支援金（第3弾）	
20%未満減少			

#### 【対象者】

ア 県から時短要請を受けている飲食店等	飲食店又は喫茶店の営業許可を受ける者 ・飲食店、カラオケ、スナックなど
イ 飲食店等の取引先	飲食店と直接・間接の取引がある者 ・農業者、漁業者、飲食料品・おしぼり・割り箸の供給者など
ウ 外出自粛の影響を受けている事業者	不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受ける者 ・旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者など ・県から時短営業の要請を受けていない飲食店等 ⇒通常の営業時間が5時～20時である飲食店など

※国一時支援金の対象者に準じる

#### (2) 交付額

法人 30万円以内、個人事業主等 15万円以内

### 3 申請受付

**申請開始日については、調整中です。**  
**しばらくお待ちください。**